

船舶事故等調査報告書

平成23年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第198号	
事故等種類	運航不能（バッテリー過放電）	
発生日時	平成22年10月8日 16時00分ごろ	
発生場所	三重県志摩市大王埼東方沖、大王埼灯台から真方位090°40海里付近 （概位 北緯34°16.4′ 東経137°42.2′）	
事故等調査の経過	平成22年10月14日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第八 ^{つかさ} 司丸 11.11トン	
船舶番号、船舶所有者等	ME2-3443（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、大王埼東方沖で漂流したのち、平成22年10月8日16時00分ごろ、主機を始動しようとしたところ、主機始動用バッテリー（以下「本件バッテリー」という。）が過放電していたため、主機が始動できなくなった。</p> <p>本船は、海上保安庁による捜索が行われ、巡視艇によってえい航されて帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 4</p> <p>海象：波高 約1～2m</p>	
その他の事項	<p>本件バッテリーは、1年半程前に新替されていた。</p> <p>本船は、主機からの発電機駆動用ベルトに緩みが生じて滑り、充電が十分できていなかったことが判明した。</p> <p>本船は、主機を停止して漂流中、レーダー、GPSプロッター、自動操舵装置、無線機器等の電源を切っていなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	あり
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	<p>本船は、大王埼東方沖で主機を止めて漂流中、本件バッテリーが、発電機駆動用ベルトに滑りを生じて十分に充電ができていない状況の下、過放電したため、主機が始動できなくなったものと考えられる。</p> <p>船長が、発電機駆動用ベルトの点検を行っていたら、本インシデントの発生を防止できたものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、大王埼東方沖で主機を止めて漂流中、本件バッテリーが、発電機駆動用ベルトに滑りが生じて十分に充電ができていない状況の下、過放電したため、主機が始動できなくなったことにより発	

	生したものと考えられる。
--	--------------